

英国児童虐待防止研究 その20

—児童福祉の社会哲学的根拠とその実際（児童貧困対策）—

園田学園女子大学短期大学部 田邊 泰美 (1663)

キーワード：社会投資、児童虐待、児童貧困

1. 研究目的

労働党政権における社会投資国家は、ケインズ-ベヴァリッジに象徴される戦後福祉国家の限界を克服し、ネオリベラリズムによる負の遺産の解消を目的とする新たな国家ビジョンであった。それは人的資本への投資を特徴とする「将来志向アプローチ」であり、子どもへの積極的な投資が行われた。子ども社会投資政策の意義と限界を明確にする。

2. 研究の視点および方法

文献、論文、公開資料に基づき、子ども投資の社会哲学的根拠及びシティズンシップ、イギリスでの展開（児童貧困対策：給付つき税額控除、子育て総合支援法）を論述し、考察で子ども社会投資の意義と限界を明確にする。

3. 倫理的配慮

研究・発表すべてに関して、「日本福祉学会研究倫理指針第2指針内容A引用」に従う。

4. 研究結果

①子ども投資の社会哲学的根拠⁽¹⁾：知識集約的経済に対するEUの新たな戦略には、ロールズの社会哲学がある。それは財産所有デモクラシーという社会哲学であり、事前的な資源の再分配を意味する。生を規定する様々な偶然性とりわけ運命的・宿命的な「負の偶然性」は、各人の責任を問うことはできない。自己責任が問われる社会では、生まれもった才能という自然的偶然性、家庭環境などの社会的偶然性などが及ぼす効果をできるかぎり緩和し（スタート地点での個人の不利な条件を是正し）、個人の潜在能力を開花させる機会を提供する制度的保障が必要である。事前的資源分配では人的資本とりわけ「幼少期」がターゲットにされる。ここに子ども（その親も含む）投資の根拠が存在する。

②子ども投資のシティズンシップ：社会的権利から社会投資へ⁽²⁾

	社会的権利シティズンシップ	社会投資シティズンシップ
時間的展望	負の遺産克服のための現在の改革	将来に備えるために現在の改革
社会的分割	階級と生産関係	包摂/排除、十分な所得/貧困
富の生産	商品生産—産業経済	知識の生産—サービス経済
市民の権利	「今この場」(here-and-now)の平等	将来の成功に備えて機会の平等
経済政策	均衡財政を目的とする景気対策	経済競争力の強化と社会的紐帯の結束
社会保障	ライフ-リスクに対する所得保障	労働市場への再チャレンジ
平等の達成	完全雇用、所得再分配	人的資本投資サービス（幼少期教育など）

③イギリスでの展開：(a) 税制改革による再分配（勤労に報いる）⁽³⁾ 労働インセンティブを高め、低所得の就労有子世帯（単親世帯）へ所得を再分配する手段として、2003年に勤労

税額控除(Working Tax Credit: WTC)と 児童税額控除(Children's Tax Credit: CTC)が導入された。WTC は就労を条件とした税額控除であるが、給付条件に有子世帯であることが含まれておらず、低所得の就労無子世帯まで受給が可能になった。WTC は、低所得の就労有子世帯(単親)を主要な対象としているが、就労低所得層全体を対象とした税額控除(による就労支援)である。CTC は就労を給付要件としない税額控除で、非就労有子世帯も受給が可能になった。給付条件に資産調査と就労は含まれていない。⑤2006年子育て総合支援法(ワークライフバランス)⁽⁴⁾ 1989年児童法では要保護児童に対してのみ保育/子育て支援サービスを提供する義務が自治体に課せられていたが、本法によってすべての子ども(一般の就労及び就労準備家庭)へ拡大されることになった。自治体は子、親、近く親になる者がアクセスしやすいように統合された方法で就学前児童サービスを提供し、彼(女)らに最大限の利益をもたらさなくてはならない(3条)とされている。さらに就学前児童サービスを受けている子どもたちに達成が保障されなければならない学習や発達の目標値(基準)として「就学前基礎段階」(Early Years Foundation Stage: EYFS)という「学習・発達基準」および「福祉基準」が導入された(39条～48条)。

5. 考察⁽⁵⁾

子ども投資戦略(児童貧困対策)は次のような特徴をもつ。④親の就労支援により家庭生活の経済的安定をもたらす児童貧困から子どもを守る。とりわけ低所得の就労有子世帯(単親世帯)は手厚く保護された。⑤就学前教育はライフプランの設計に大きな影響を与える。保育と幼児教育を統合した質の高い就学前保育/教育サービスを提供する。そして③子どもの生まれながらの教育格差や不平等をできる限りなくし、最良の人生のスタートを約束する。但し、所得再分配には消極的である。税額控除も就労所得との補完関係(必要最低限度の生活賃金保障)以上の効果は期待しにくい。

すべての子どもが投資対象となるが、特定時期と特定集団に焦点が絞られる。特定時期とは、早期(幼少期)予防介入のことであり、子どもの教育内容/達成度に(国家は)介入する。特定集団とは、「将来の労働力への投資・非行/犯罪の予防」という未来投資の視点から、また「非行/犯罪対策・社会の安全保障」という現在投資の視点から選別される集団である。それは、社会正義/公正という理念から包含を目的とした投資ではなく、経済効率(未来投資)と社会防衛(現在投資)からの投資となる。註：(1)①Esping-Andersen, G(ed) (2002) *Why we need a New Welfare State*, Oxford, Foreword. ②齊藤純一他(2011)『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版、pp. 5-23. ③小林正弥(2010)『サンデルの政治哲学』平凡社、pp. 130-140. (2)④Jenson, J & Saint-Martin, D. (2003) *New Routes to Cohesion? Citizenship and the Social Investment State*, in *Canadian Journal of Sociology*, 28(1), pp. 77-99. 図表は p. 89. (3)⑤埋橋孝文編(2007)『ワークフェア-排除から包摂へ?』法律文化社、pp. 65-87. (4)⑥岩間大和子(2006)「英国ブレア政権の保育政策の展開-統合化、普遍化、質の確保へ-」『レファレンス』、pp. 27-34. (5)⑦Fawcett, B(ed) (2004) *Contemporary child care policy and practice*, Palgrave, pp. 1-16, 159-165.